

情報個別審査第2779号
令和2年9月29日

林弘法律事務所
山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第111条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濒問事件

濛問番号：令和2年（行情）濛問第449号

事 件 名：「東京高検検事長の定年延長についての元検察官有志による意見書」の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和2年10月20日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濛問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濛問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎

連絡先：03-5501-2879
ファックス：03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諒問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



質問序名: 法務大臣

理由説明書

第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

1 開示請求の内容

本件開示請求は、「令和2年5月15日頃、元検事総長らが法務省に提出した、検察庁法改正案に反対する意見書（法務省職員の閲覧状況が分かる文書を含む。）」を対象としたものである。

2 質問庁の決定

質問庁は、令和2年5月15日付け「東京高検検事長の定年延長についての元検察官有志による意見書」を対象文書として特定し、対象文書中の個人の氏名等が記載された部分については、特定の個人を識別することができる情報であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に該当することから、当該情報が記録されている部分を不開示とし、一部開示決定処分（以下「原処分」という。）を行ったものである。

第2 質問庁の判断及び理由

1 質問の要旨

審査請求人は、報道機関のホームページ上の記事を引用し、意見書本文、元検察官有志の元官職及び氏名並びに意見書とりまとめ担当・文責者の氏名については、意見書提出者によって公表されていることから、法第5条第1号に該当しないとして、原処分を取り消すとの決定を求めているところ、質問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

2 不開示情報該当性について

対象文書は、質問庁に提出された令和2年5月15日付け「東京高検検事長の定年延長についての元検察官有志による意見書」である。

対象文書に記載されている情報の内容は、意見書名、意見書本文、意見書提出日、元検察官有志の元官職及び氏名、意見書とりまとめ担当・文責者の氏名及び印影並びに質問庁の受理印であり、その不開示とした部分には、意見書本文、元検察官有志の元官職及び氏名並びに意見書とりまとめ担当・文責者の氏名及び印影の情報が記載されており、これらは、いずれも個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものであるから、法第5条第1号の個人に関する情報に該当するものと認められる。

そこで、本件対象文書の不開示部分について、法第5条第1号ただし書きに規定される開示すべき場合に該当するか否かを検討する。

法第5条第1号ただし書きイについて検討すると、元検察官有志の氏名等そ

の他諮詢庁が不開示とした部分について、審査請求人は、報道機関のホームページ上の記事を引用し、意見書提出者によって公表されている旨主張するが、当該情報は飽くまでも報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであるから、それをもって、当該情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは認められない。

また、法第5条第1号ただし書きロ及びハに該当する情報とも認められない。

よって、対象文書の個人に関する情報は、法第5条第1号の不開示情報に該当する。

第3 結論

以上のとおり、対象文書の不開示部分に記載された情報は、法第5条第1号の不開示事由に該当する情報であるため、原処分は妥当である。

以上